

現代会計の見方・考え方

第8回 OCIは何処から来るか —その性格と出所—

駒澤大学教授 石川 純治

10年ひと昔と言うが、10年以上も前の問題意識が今日にも通用するのか、それとも当時だけのものだったかは、自己の研究を振り返って問われるべきことと思われる。

前号では、その問題意識の1つ、すなわち情報「開示」と利益「計算」の関係を取り上げ、その今日的文脈での検証として貸借対照表の現代の変容の形と方向を示した。本号ではその問題意識と密接にかかわるもう1つの問題意識、すなわち「その他の包括利益」(OCI)の性格と出所を今日的文脈のなかで検証してみる。

かつての問題意識と今日

前号では拙著『時価会計の基本問題』(2000年)での問題意識を引用の形で示したが、本号でもいくつかが引用しておきたい(いずれも傍点は引用者)。

例えば、「『その他の包括利益』はいかなる理由で純利益と区別されるのか。その異質性はそもそもどこから生じるのか。これが会計理論上の重要な問題となる」(62頁)、また「その他の包括利益をめぐる問題は、これまでの伝統的な資本・利益計算の枠組みからは説明のつかない、1つの今日的背景をもった会計問題といえよう」(142頁)と記しているが、端的にはB/S開示とP/L計算の「ジレンマ」、あるいは「矛盾の顕在化」(37頁)という問題意識である。

前号での問題意識と同様、大きく変貌する現代にあっても、こうした見方は基本的に変わっていない。それどころか、まさに今日の背景のもとOCI項目は増大してきている。

時価開示とOCI—その他有価証券

実態・リスク開示と利益計算の矛盾という問題意識にとって、そのもっともシンプルな形(原形)はその他有価証券の会計処理にみることができる。

例えば、第1期中の購入額100、第1期末の時価120、第2期中の売却時価150とすると、第1期末の時価評価の仕訳は、①(借)その他有価証券20/(貸)その他有価証券評価差額金20(OCI)となる。

注意すべき第1は借方の資産評価が先であること、そしてそれが実態開示(ここでは時価120)からきているという点である。この点は「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月)での評価基準に関する基本的考え方、すなわち「(中略)投資者が自己責任に基づいて投資判断を行うために、金融資産の時価評価を導入して企業の財務活動の実態を適切に財務諸表に反映させ、投資者に対して的確な財務情報を提供することが必要である」(第64項(1)、傍点は引用者)、という点に見出すことができる。

仮にこの時価開示をB/S本体ではなく注記で行うなら、こうした会計処理はそもそも不要となる。実態開示は、それが財務実態の情報提供であることからすれば、本来的にはB/S(オンバランス表示)で行う必然性はないからである(補注1)。ここに、B/Sでの実態開示とP/Lでの利益計算の矛盾の端緒があるといえる。

矛盾の原形—B/S開示とP/L計算

第2は、売却(実現)時の仕訳に関するものである。すなわち、④洗替法(現行基準の方法)では、期首の反対仕訳でその他有価証券評価差額金に関するOCIは常に(毎期首)ゼロとなり、そこではリサイクルという会計処理はでてこない。そして売却損益は売却時価と購入額(原価)との差額(150-100)となり、それが当期の純利益となる。つまり、取得原価主義(原価・実現主義)での会計処理と結果的には同じことになる。

となると、①の仕訳は期末だけのもの、つまり期末報告時点の財務実態(時価)の開示を目的にしたもの、ということになる。繰り返せば、一方で時価の「開示」を行い(決算時の会計処理)、他方で従来の原価主義の枠内で利益の「計算」が行われる。ここに開示(B/S)と計算(P/L)の1つの矛盾がある(補注2)。

ここで、現行基準にはないが、③切放法で行うとその他有価証券評価差額金が毎期OCIに累積され、売却時にそれまでの累計額が純損益(数値例では20)にリサイクルされる。そして、ここでの売却益は売却時価と前期末時価の差額(150-120)となる。しかし、リサイクルされることで、売却時の純利益(20+30)は50となり、先の洗替法と同じになる。また毎期末(報告時)の時価表示(借方側)はむろん、貸方側のOCI累計額の金額も同じであり、両者の相違はただ売却損益(④での50と③での30)だけである。

重要な点はいずれの方法でも、毎期末の時価

開示(①の借方)が目的(主役)となっており、その相手先(①の貸方)としてのいわば“仮置き場”(脇役)がOCIであるということである。ここに財務実態の情報開示と利益計算との矛盾の形(原形)を見ることができる(補注3、後掲の図参照)。

債務実態の開示とOCI—改定退職給付会計

その他有価証券ほどシンプルではないが、改定退職給付会計基準(平成24年5月、以下改定基準)における数理計算上の差異(および過去勤務費用)の会計処理にも共通する点がある。一見複雑そうにみえても、その基礎にシンプルな形を見せることが重要であり、その形とは「オンバランス化(ここでは債務状況の適正開示)→OCI→リサイクリング→純利益計算」である。

数理計算上の差異は、従来は即時認識せず、発生年度の翌年から平均残存勤務期間以内(ここでは10年とする)で定額法により費用処理されていたが、改定基準ではその全額がオンバランス化されることになった。例えば、年金資産1000、退職給付債務(見積)1500、実績1700で、数理計算上の差異が200のとき、改定基準では、差異の即時認識(オンバランス)の仕訳は①(借)その他の包括利益累計額(OCI) 200/(貸)退職給付に係る負債200(オンバランス化)、そして差異の費用処理は②(借)退職給付費用20/(貸)その他の包括利益累計額(OCI) 20となる。この②の処理がリサイクルである。ここでも、先その他有価証券と同様に、P/L計算は従来と同じことになる。

ここで2点指摘しておこう。第1は①の仕訳において、貸方の負債評価(報告時点の割引現在価値)が先であること、つまりここが主役であること(その他有価証券のケースでは借方の資産評価が先であった)。そして、それが債務(ストック)のオンバランス化、つまり債務状況の適正開示(財務の透明性)にあるという点である(その点で、

従来型の未認識はオフバランス)。この点は、端的には改定基準の結論の背景に財務実態の適正開示の観点があるのでよい(補注4)。そして、ここでも、その他有価証券と同様、その相手先がOCIとなる(先の主役に対する脇役)。

第2は、フロー(費用)はストックの適正開示の後であること、つまり②の借方でもって処理され、同時にその費用部分20を先に計上した貸方OCIの全額200(ストック)から差し引く形をとる。これがリサイクルであるが、そのストックから差し引く形での費用計上は、伝統的な意味での費用配分ないし償却(フロー配分→ストック評価)と同じとはいえない(補注5)。

重要なことは、①財務実態の適正開示(B/S)→②OCI→③リサイクリング(費用計上)→純利益計算(P/L)、という順序(あとさき)であり、ここに、OCIとリサイクリングを媒介にした実態開示(B/S)と利益計算(P/L)との矛盾の形—矛盾の解決をOCIとリサイクリングでもって図る—を見ることができる。先のその他有価証券との共通性(同形性)に注意されたい(後掲の図参照)。

OCI/リサイクリングと未確定/確定の含意—推移的性格

以上2つのケースに共通するのは、オンバランス化(財務実態のB/S適正開示:主役)→OCI(仮置き場:脇役)→リサイクリング(P/L)→純利益というプロセス(推移性)であり、そのいわば“原形”が「その他有価証券」のなかに見出せる。

そして、その純利益への推移的プロセスを一般的に示せば、①何らかの未確定項目(評価差額など)→②OCI(テンポラリー項目)→③確定時にリサイクリング→純利益、となる。したがって、「OCIは何処から来るか」の問いかけは、各OCI項目に共通する何らかの意味での「未確定」(未実現)/「確定」(実現)を見出すこと、そし

てその「未確定」(transitory, temporary)が何処に起因しているかを見つけることであるといえる(補注6)。

本号で取り上げたその他有価証券と退職給付会計の日本基準は、今後、IFRSとのコンバージェンスで大きく変わる可能性がある(ノンリサイクル)。逆に日本基準を保持するなら、「日本版」IFRSといった制度のあり方もでてくる。その焦点は、やはりOCI/リサイクリング問題である。今回はこの点もふくめてさらに議論してみたい。

※補注

1)例えば賃借不動産はB/S本体は取得原価で期末の時価を注記することになっている。注意したい点は、「損益計算とは離れて」、「リスク管理のインセンティブ」(会計基準17項)、さらに「事実上、事業投資と考えられるものでも、その時価を開示することが投資情報として一定の意義がある」(18項、以上傍点は引用者)、などの観点から情報開示されるという点である。そうであるなら、その他有価証券もとなる。ちなみに、拙著「変貌する現代会計」(2008年)コラム6(116頁)では、情報開示のB/S本体化現象(注記から本体へのハードルの低下→情報開示のB/S本体化)についてふれている。

2)期末決算時(外部報告)の時価開示が終われば、期首反対仕訳で(社内的に)取得原価に戻す。指摘したいのは、財務報告(時価開示)からの“取引”仕訳への規定性、逆からいえば取引仕訳の時価開示への従属性である。

関連してもう1つ指摘すれば、決算時の会計処理は伝統的には利益計算(P/L)のための仕訳が通常であるが(文字通り決算仕訳)、ここでは①の仕訳)むしろ時価情報のB/S開示の仕訳になっているのである(決算というより財務報告)。

3)前号での(1)式と(2)式で端的に示せば、情報開示-期間損益計算→OCI…(3)となる(後掲の図参照)。ちなみに、拙著「時価会計の基本問題」では「実態情報開示-期間損益計算=“第2の”損益計算」(273頁の注17)と記している。

4)例えば、コンバージェンスを図る観点とともに、B/Sでの積立状況の明示や透明性の向上による財務報告の改善という点(49項)があげられている。

ちなみに、基本的な考え方では「未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を、税効果を調整の上、純資産の部(その他の包括利益累計額)に計上することとし、積立状況を示す額をそのまま負債(又は資産)として計上することとした」(55項、傍点は引用者)としている。

5)ここで資産除去債務の全額計上(両建処理)との類似性にふれておくと、そこでの両建処理(現代型)は伝統型の引当金処理(積み増し)でのフロー(費用計上)とストック(負債計上)とは逆になる(ストックが先、フローが後)。すなわち、貸方の資産除去債務全額の適正開示が先で、それに伴い借方側の問題が浮上する(資産計上+減価償却で対処)。資産除去債務の全額計上と、ここでの退職給付債務の全額計上というあり方に共通点がある。

ちなみに、(連結での)勘定科目が引当金から負債(「退職給付に係る負債」)に変わっているが、(単なる形式ではなく)その意味合いを探ってみれば、「引当金」は先に費用(フロー)計上となるが、「負債」

となると逆に先に負債(ストック)の計上、それも全額計上となる。

6)未確定/確定の「確定」とは、例えばその他有価証券では売却、退職給付会計では年度ごとの従業員の勤務労働の確定(労働対価の発生)であり、ここでは取り上げなかった繰延ヘッジ会計ではヘッジ効果(経済的実態)の確定(ヘッジ対象の損益が確定するまで、ヘッジ手段のデリバティブ取引の損益はOCIに仮置き)、また為替換算調整勘定(連結)では在外子会社の売却・清算となる。

なお関連して、この4月にロンドンで開催された第1回会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)での議論では、純利益とOCIの表示区分の判断基準(3つの原則)とOCI表示の適格基準(①橋渡し項目と②再測定のみスマッチ)が提案されている。ただ、筆者の関心は、純利益とOCIの区別の基準、リサイクル有無の根拠・条件などが、より全体的・体系的な概念枠組みのなかでどう位置づけられ、どう説明されるかにある。

図：情報開示(B/S)と利益計算(P/L)の矛盾の形—OCI/リサイクリングの媒介機能—

